

# 宮崎学園短期大学忍ヶ丘寮寮則

## 第1条 目的

この寮則は、宮崎学園短期大学学生寮（忍ヶ丘寮）の運営に関し必要な事項を定め、円滑な運営を図るとともに、寮生の節度ある生活態度を育成し、本学教育の目的を達成するために寄与することを目的とする。

## 第2条 寮生の心得

- 寮生活は、寮生が青春時代を友人と寝食を共にする集団生活である。このような寮生活を通じ、集団生活は如何にあるべきかを体得し、お互いの友情を深め、さらに自立独立の精神を涵養するように心掛けること。
- 共同生活を楽しくするためには、生活のきまりを守らなければならない。各人が勝手な行動をしては集団生活の秩序が保たれず、その生活は不愉快なものになるだろう。生活を楽しく、おたがいに自由を楽しむためには、先ず定められたきまりを守ることである。
- 寮生は、知性を重んずる大学生でありさらに将来はよき社会人になる者であることを忘れず生活すること。

## 第3条 日課

1. 日常の生活日課は下記の通り定める。

起	床	7 : 00	
点	呼	7 : 10	
朝	食	7 : 30 ~ 8 : 10	
清	掃	8 : 10 ~ 8 : 30	
登	学	8 : 45	
昼	食	12 : 15 ~ 13 : 00	
※	入	浴	17 : 00 ~ 21 : 00
	夕	食	17 : 30 ~ 18 : 30
	ピアノ練習	20 : 00	
	点	呼	22 : 00
	消	灯	23 : 00

※シャワーについては、下記時間使用を許可する。

16 : 00 ~ 17 : 00

21 : 00 ~ 22 : 00

冬季並びに試験期間中等は適宜寮生常会において合議の上変更することができるが、変更の場合は、寮監の承認を得なければならない。

2. 日課は共同生活の第一規律であるから厳守しなくてはならない。

## 第4条 登学と降学

1. 登学後、授業が休講の場合、みだりに帰寮し、寮室にて休憩してはならない。その際、寮監又は寮母に在寮を報告する。
2. 登学には特に時間厳守を励行するよう留意する。
3. 病気休養、その他の理由で、登学時刻後在寮する場合は、寮監又は寮母の承認を得ること。
4. 病気等事故の際は、寮監又は寮母に報告し、指示を受けること。
5. 夕食後、ピアノ練習、その他のために登学する場合には、グループにて行動し、事故防止のために、防犯ブザーを携帯すること。また、降学の際は、戸締まりや火の用心に注意する。

## 第5条 食事

1. 定められた食事時間を守り、一斉に食事を済ますように心掛けて、食事当番その他に迷惑をかけないようにする。
2. 寮生は食事準備・食堂清掃等を当番制で行う。
3. 食事のあとは、当番の迷惑にならないよう出来るだけ各自で後始末をしておく。

## 第6条 外泊と外出

1. 外泊する場合は、原則として5日前までに行先を届け出ること。外出する場合は、外出簿に記入すること。緊急用件のできた場合、連絡できるようにする。
2. 外泊の場合は、別に定めた外泊証明書に、宿泊先の人に記入押印してもらい、帰寮直後直ちに寮監に提出する。

3. 次の外泊は禁止する。
  - ① 電話連絡ができない訪問先（但し、自宅を除く）
  - ② 特別な理由のない友人・知人宅
4. 外出、外泊とも、その帰寮時間は21：30までとする。
5. 特に、本学教員の保証する外出者については、寮監がその理由を正当と認める場合には、22時までの外出を許可することができる。
6. 外出または外泊において、不慮の事態又は事故が発生し、帰寮がおけると判断した場合には、ただちに、その理由を寮母に通報し、寮監の承認をうけること。
7. 規則に違反した場合には、始末書を提出しなければならない。但し、その理由が正当であるものと寮監が認めた場合には、提出の必要はない。

#### 第7条 交 際

外部訪問者との対応は、面会室で行うことを原則とし、寮監の許可なく外部訪問者を寮室に入室させてはならない。

#### 第8条 長期休業と寮の閉鎖

1. 春季・夏季・冬季等の長期休業中は、寮の管理上ならびに寮の営繕等のため、寮を閉鎖する。但し、特別の理由があり、学生部長が認めた場合は、この限りではない。
2. 寮の閉鎖は休暇始めの5日後から授業開始の前日までとする。
3. 寮生が閉鎖中の寮に宿泊を希望する場合は、保証人連署で寮閉鎖中の宿泊願を、休業3日前までに、総務課を経由して寮監に提出し、許可を受けなければならない。
4. 寮閉鎖中の寮宿泊願には、その期間・宿泊の理由を付記しなければならない。
5. 寮の閉鎖中は食事はない。但し、入浴および冷暖房については必要に応じて考慮する。

#### 第9条 入退寮

1. 入退寮は学長がこれを許可する。

2. 入寮は毎年度の入学生を優先的に許可する。
3. 入寮希望者は年度初めに、入寮願を保証人連署の上、総務課へ提出し、入寮許可を受けて、入寮指定日に入寮する。
4. 特別の事情のため、学年の途中において入寮を希望する者は、入寮願を保証人連署の上、総務課に提出すること。空室がある場合は、「学生寮運営委員会」の議を経て、入寮を許可することがある。
5. 特別の理由があり、寮室の変更をしたい寮生は、寮監に申し出れば、寮生役員と協議のうえ許可することがある。
6. 入寮に際しては、机・椅子・本箱は持参してはならない。
7. 寮室へ電気器具を持ち込む時は、寮母へ届け、寮監の許可を得なければならない。
8. 寮生は原則として、寮室においてテレビ・ステレオおよび楽器類を使用してはならない。
9. 寮生の單車、自動車など、車両の寮内持ち込みは禁止する。

但し、自転車の持ち込みは許可する。
10. 寮生の寮内における喫煙・飲酒は厳禁する。
11. 寮室は狭いので、身の廻り品・着替え類・寝具などのみにて入寮すること。
12. 入寮に際しては、「転入証明書」を必ず持参すること。
13. また、退寮の場合は、「転出証明書」を必ず持参すること。
14. 原則として1年以内の退寮は認めない。但し、特別の事情のため、年度途中で退寮を希望する者は、本学が定めた退寮願を寮監に提出すれば、「学生寮運営委員会」にて協議し、退寮を認めることがある。
15. 寮則に違反した者、及び寮の共同生活を乱した者に対しては、「学生寮運営委員会」で協議し、保証人に通告し、退寮を命ずる。

#### 第10条 寮費並びに金銭

1. 入寮費 50,000 (入寮に際して納入する)  
施設費 51,000円 (年2回に分納)  
寮 費  
1人部屋 242,000円 (年2回に分納)  
3人部屋 230,000円 (年2回に分納)  
食 費 34,650円 (月額)
2. 寮費は部屋代・光熱費 (ガス代・水道代・電気代) を含むものとする。
3. 食費は毎月5日までに本学の会計係に納入する。送金の場合は、為替送金にて本学会計係に納入することができる。なお、寮費と食費のほかに、本人の小遣錢も併せて送金してもよい。その場合は、所定の費用を清算の上、小遣錢その他は本人へ現金で手渡す。
4. 次の期間は食費を徴収しない。
  - ① 長期休業中
  - ② 実習中
  - ③ 病気・忌引きで連続して5日以上食事をとらなかった時 (寮監に届出て許可を得なければならない)
5. 寮費並びに食費を延納しなければならない場合は、寮監を経て延納願を総務課に提出しなければならない。尚、延納期間は2ヶ月以内とする。
6. 一度納入した寮の諸費は返却または払戻し等はしない。

#### 第11条 役職と任務

1. 寮には寮監長・寮監・寮母を置く。
2. 寮監・寮母は、寮の運営にあたる。
  - ① 寮監の職務事項
    - イ 寮生の補導厚生に関すること。
    - ロ 寮の設備改善及び補修に関すること。
    - ハ 寮内諸会合及び掲示に関すること。
    - ニ 対外連絡に関すること。
    - ホ 外来者の宿泊に関すること。
    - ヘ その他に関すること。
  - ② 寮母の職務事項
    - イ 寮監の補佐をすること。
    - ロ 寮生活への助言・指導をすること。

#### 3. 寮役員

- ① 寮役員として、寮長1人、副寮長1人、会計係2人、購買係2人、風紀部長 (正副) 計2人、文化部長 (正副) 計2人、美化部長 (正副) 計2人、食事部長2人をおくこととする。
- ② 寮長は寮生より選出され、寮監及び寮母を補佐する。特に寮生の自治活動の円滑な運営につとめ、寮生常会を掌る。

#### 4. 寮生常会

寮生常会は、毎週火曜日の点呼後に開き、寮生活全般について協議検討する。寮生が必要と認める事項については、「学生寮運営委員会」において検討することを要請できる。

**第12条** 寮則の改訂は「学生寮運営委員会」において協議し、学長の承認を得なければならない。